日本スリーデーマーチ推進事業費補助金交付要綱

 （趣旨）

第１条　県は、日本スリーデーマーチの推進を図るため、東松山市に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

２　前項の補助金の交付に関しては、補助金の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

 （補助対象経費及び補助額）

第２条　この補助金の対象は、日本スリーデーマーチ開催に要する経費とし、補助額は当該年度の日本スリーデーマーチの状況から額を検討し、知事が別に定める額とする。

　（補助金の支払い方法）

第３条　補助金は精算払いとする。

　（交付申請書の様式等）

第４条　規則第４条第１項の申請書の様式は、様式第１号のとおりとする。

２　規則第４条第１項の申請書の提出期限は、知事が定める期日とする。

　（添付書類）

第５条　規則第４条第２項に掲げる事項に係る書類の添附は要しない。

　（交付決定通知書の様式）

第６条　規則第７条第１項の交付決定通知書の様式は、様式第２号のとおりとする。

　（状況報告）

第７条　東松山市は知事の要求があった時は、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

　（実績報告書の様式等）

第８条　規則第１３条の実績報告書の様式は、様式第３号のとおりとする。

２　規則第１３条の実績報告書の提出期限は、補助年度内とする。

　（確定通知書の様式）

第９条　規則第１４条の確定通知書の様式は、様式第４号のとおりとする。

　（交付額の請求）

第１０条　東松山市は、補助金の支払を受けようとするときは、前条の確定通知書を受理後、様式第５号の請求書を知事に提出するものとする。

　（書類の整備等）

第１１条　東松山市は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備保管しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

　　　附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から適用する。

　　　附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から適用する。

 附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から適用する。

　　　附　則

この要綱は、平成２７年７月６日から適用する。

　　附　則

この要綱は、令和２年９月１６日から適用する。

　　附　則

この要綱は、令和３年５月２８日から適用する。

様式第１号

　　　　年度日本スリーデーマーチ推進事業費補助金交付申請書

 　　　　 　　　　第　　 号

 　　　　　　　　年 　月　 日

（宛先）

埼玉県知事

 住　　所

 名　　称

 代表者名 　 　（公印省略）

　下記により、　　　年度日本スリーデーマーチ推進事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第４条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　交 付 申 請 額　　　　　　金 　 円

２　補助事業の目的及び内容

　　別紙事業計画書のとおり

３　補助事業の期間

　　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

４　添付書類

 (1)　事業計画書

 (2)　事業収支予算書抄本(原本と相違ないことを証明する代表者の職印を押印 すること。）

別紙

事　業　計　画　書

１　事業計画の概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 実　施　期　間 | 事　業　の　概　要 | 摘　　　要 |  |
|  |  |  |

２　収支予算

 (1) 収入

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 科　目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減(△) | 備　考 |  |
|  |  円 |  円 |  円 |  |
| 計 |  |  |  |  |

 (2) 支出

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 科　目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減(△) | 備　考 |  |
|  |  円 |  円 |  円 |  |
| 計 |  |  |  |  |

様式第２号

　　　　年度日本スリーデーマーチ推進事業費補助金交付決定通知書

 　　　　　　 　 第 　　　　　 号

 　　　　　 　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

 埼玉県知事　　（公印省略）

 　　　年　　月　　日付け　　第　　　　号で申請のあった　　　年度日本スリーデーマーチ推進事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

１　交付金額　　　金　　　　　　　　円

２　交付方法 精算払い

３　交付条件

　(1)　次の事項については、知事の承認を受けること。

　　 ア　補助事業の変更(軽微なものを除く)。

　　 イ　補助事業の中止、又は廃止

　(2)　次の事項に該当したときは、この交付決定の全部又は一部を取消し、補　　 助金を返還させることがある。

 ア　補助金の交付申請書その他提出書類に虚偽の記載をしたとき。

　　 イ　補助金を他の用途に使用したとき。

　　 ウ　交付の条件に違反したとき。

 エ　その他補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15　　　 　号)又はこれに基づく知事の命令に違反したとき。

様式第３号

　　　　年度日本スリーデーマーチ推進事業費補助事業実績報告書

　　　　第　　　　　号

 　　　　　　　　 　　年　　月　　日

（宛先）

埼玉県知事

住　　所

名　　称

代表者名 　 　　（公印省略）

　　　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった　　年度日本スリーデーマーチ推進事業費補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第１３条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１　交 付 決 定 額 　　 金　　　　　　　円

２　補助事業の成果

　　別紙事業実績書のとおり

３　補助事業の期間

　　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

別紙

事　業　実　績　書

１　事業実績の概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 実　施　期　間 | 事　業　の　概　要 | 摘　　　要 |  |
|
|  |  |  |  |  |

２　収支精算

 (1) 収入

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 科　目 | 本年度予算額 | 本年度精算額 | 比較増減(△) | 備　考 |  |
|  |  円 |  円 |  円 |  |
|  計 |  |  |  |  |

 (2) 支出

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 科　目 | 本年度予算額 | 本年度精算額 | 比較増減(△) | 備　考 |  |
|  |  円 |  円 |  円 |  |
|  計 |  |  |  |  |

 様式第４号

　　　　年度日本スリーデーマーチ推進事業費補助金交付額確定通知書

 第 　 　　号

 　　　　 　　年　　月　　日

　 様

 　　 　　 埼玉県知事　　（公印省略）

　　　　年　　　月　　　日付け　　第　　　　号で交付決定した　　　年度日本スリーデーマーチ推進事業費補助金については、　　　年　　月　　日付けの事業実績報告に基づき、交付額を金　　　　　　円に確定したので通知します。

様式第５号

　　　年度日本スリーデーマーチ推進事業費補助金請求書

第　　　　 号

　　年 　月　 日

（宛先）

埼玉県知事

住　　所

名　　称

代表者名 　 　　（公印省略）

　　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった　　　年度日本スリーデーマーチ推進事業費補助金について、下記のとおり交付されたく請求します。

記

　　　補助金請求額　　　金　　 円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 銀 行 名 |  　　　　銀行　　　　　支店 |  |
| 口座番号 |  普 ・ 当 |
| 口座名義 |  |